

4月1日から変更されたこと

新年度がはじまる4月1日はいろいろな制度が変わる日です。今年変更になったことのうち、税にかかる制度の変更点をいくつかまとめてみました。

負担増になる変更

- すべての原動機付自転車、二輪車の軽自動車税が上がります。

50CC 以下ミニバイク	1,000 円→2,000 円
125CC 超 250CC オートバイ	2,400 円→3,600 円
250CC 超小型二輪車	4,000 円→6,000 円 になります。
- エコカー減税の基準が厳しくなりました。基準となる燃費性能が引上げられ多くの車種で税負担が増えます。
- 新車登録から13年経過したガソリン車は車検時の自動車税負担が増えます。
- 国民年金保険料が月額670円引き上げられ16,260円になります。
- 月収1,235千円以上の会社員の健康保険料が引上げられます。

負担減になる変更

- 雇用保険料率が引き下がります

一般の事業 会社負担 8.5/1000→7/1000
労働者負担 5/1000→4/1000

4月の給与計算から雇用保険料率は4/1000で計算して下さい。

- 法人税実効税率が32.11%から29.97%に引き下げられました。(資本金1億円超) 中小法人は400万円以下の利益の実効税率は21.42%で変更はありません。
- 企業版ふるさと納税が創設されました。
地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対して法人が寄附をした場合に、法人事業税等から税額控除が認められます。(平成28年4月1日以後の寄附)
- 空き家に係る譲渡所得の特別控除制度が創設されました。
相続により取得した一定の家屋で旧耐震基準しか満たないものを耐震改修して売却した場合や建物を取り壊してその敷地を売却した場合、売却益から3,000万円を控除できる制度です。(平成31年までに売却)
- 3世代同居のためのキッチンなどを増設する住宅改修について税金が控除される制度が創設されました。